

自転車駐車場設置要綱

財団法人 日本自転車普及協会

自転車駐車場設置要綱

(目的)

第1条 財団法人 日本自転車普及協会(以下「本会」という。)が駅周辺等における放置自転車の解消のため、日本自転車振興会公益事業振興補助事業の補助金(以下「補助金」という。)および地方公共団体の協力を得て実施する自転車駐車場(以下「駐車場」という。)の建設は、この要綱によるものとする。

(事業主体)

第2条 駐車場を建設するうえでの事業主体は、本会とする。

(施設の規模)

第3条 駐車場の施設の規模等については、次の各号によるものとする。

- (1) 建設敷地は、公有地および8年間以上使用貸借契約済みの借地であること。
 - (2) 駐車場は、原則として300台以上収容のものとする。
2. 土地の買収、整地造園、構築物等に要する費用は対象としない。

(建設要望者)

第4条 駐車場建設要望者は地方公共団体とする。

2. 駐車場建設要望地方公共団体が同一年度に、本会が建設を予定する数を上回ったときは、地方公共団体の事情を勘案し、予定数以上の要望について次年度に繰り下げる等調整するものとする。

(事業の実施)

第5条 本事業を実施するにあたっては、次の各号の契約を締結する。

- (1) 駐車場建設事業を実施するにあたっては、当該地方公共団体と「自転車駐車場建設に関する協定書」及び自転車駐車場建設に関する負担金の「覚書」を締結する。
- (2) 駐車場の設計および施工等については、設計事務所、建設業者と「設計委託契約」および「建設工事請負契約」を締結する。
- (3) 駐車場の建設完了後施設の管理運営については、「自転車駐車場施設使用貸借契約」を締結する。

(建設施設の要望)

第6条 駐車場建設を要望する地方公共団体は、次の各号に定める書類を添え、建設要望書を本会に提出するものとする。

- (1) 地方公共団体の概要書
 - (2) 建設予定場所の概要図
 - (3) 建設予定地の登記簿謄本若しくは土地使用貸借契約書
 - (4) 建物の配置図、平面図および立面図等の概略図
 - (5) その他本会が必要と認める書類
2. 前項第3号の建設予定敷地の登記簿謄本については、登記済み公有地を原則とするが、民有地買収または公有地払い下げ等の計画により取得しようとするときは、要望書提出の段階においてはとりあえず「土地売渡承諾書」または「土地払い下げ承認書」の写しの添付をもってかえることができるものとする。
3. 前項の駐車場建設敷地取得計画は、本会が日本自転車振興会より「補助金内定通知」を受理した後、改めて同会に対し「補助金交付申請」を行うまでの期間に地方公共団体において当該敷地（未取得の場合は取得したうえ）の所有権登記を完了し、その登記簿謄本を添付するものとする。

(建設費の負担)

第7条 本会は、駐車場の自転車収容台数の規模に応じて、それぞれ次に掲げる建設費を負担するものとする。

- (1) 収容台数が300台以上600台未満の駐車場にあたっては、建設費の2分の1に相当する金額で2,000万円を限度とする。
 - (2) 収容台数が600台以上1,000台未満の駐車場にあたっては、建設費の2分の1に相当する金額で3,000万円を限度とする。
 - (3) 収容台数が1000台以上1,500台未満の駐車場にあたっては、建設費の2分の1に相当する金額で4,000万円を限度とする。
 - (4) 収容台数が1,500台以上の駐車場にあたっては、建設費の2分の1に相当する金額で5,000万円を限度とする。
2. 前項の本会負担額を超える費用については、すべて当該地方公共団体の負担とする。

(建設の可否)

第8条 駐車場の建設にあたっては、建設要望書の書類審査を行うとともに、必要に応じて現地調査を実施するものとする。

(負担金の支払い)

第9条 自転車駐車場建設に関する負担金の「覚書」に基づく地方公共団体の負担金の支払いは契約締結時及び精算払いの2回とする。

(施設の使用貸借契約の締結)

第10条 本会は、当該地方公共団体と駐車場の「使用貸借契約」を締結し、契約期間中これを無償で貸与する。

2. 借用する地方公共団体は、善良なる管理者の注意をもって駐車場の維持および管理運営を行うものとする。
3. 使用貸借契約の期間は、契約締結時より6年間とする。

(施設の譲渡)

第11条 本会は、日本自転車振興会の「公益補助規程」第24条に定める「補助事業により取得した物件の管理期間」経過後においてこれを無償譲渡する。

(その他)

第12条 自転車駐車場建設事業の事務で、この要綱に定めていない事項および事務の細目については、別に定める。

(付 則)

この設置要綱は、平成3年4月1日より実施する。

平成4年4月1日一部改正。

平成5年12月17日一部改正。

平成8年9月6日一部改正。

平成13年2月20日一部改正。

平成18年6月20日一部改正。